

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第二十二号）

・・・・・

改 正 後

第一条～第八条 （略）

（認定の取消し）

第九条 （略）

2 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一～三 （略）

四 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となつたこと（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなつたこと（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に

現 行

第一条～第八条 （略）

（認定の取消し）

第九条 （略）

2 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一～三 （略）

四 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となつたこと。

五 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなつたこと。

基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。)。

六〇七 (略)

八 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等(当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。)、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならない株式を除く。)、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならない株式を除く。)のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等(以下「認定贈与株式」という。)の全部又は一部を譲渡したこと(当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。)又は新設分割会社(同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。)となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社(同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。)の成立の日に、吸収分割承継会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。)又は新設分割設立会社をいう。又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする財産とする持分を配当財産とする持分を配当をしたこととを含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場

六〇七 (略)

八 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等(当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。)のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等の全部又は一部を譲渡したこと(当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。)又は新設分割会社(同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。)となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社(同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。)の成立の日に、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。)又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする持分を配当財産とする持分を配当をしたことを含む。)。

合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く。）。

九〇二十三（略）

3 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一〇三（略）

四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となつたこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなつたこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）。

九〇二十三（略）

3 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一〇三（略）

四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となつたこと。

五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなつたこと。

六〇七 (略)

八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸收合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸收分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸收分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸收分割承継会社の株式又は持分を配当財産とする剩余金の配当をしたことを含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く。）。

六〇七 (略)

八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸收合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸收分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸收分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸收分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剩余金の配当をしたことを含む。）。

九〇二十一 (略)

九〇二十一 (略)

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第

十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合（当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該経営承継相続人者の認定贈与株式又は認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。）であつて、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となつた場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合であつても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

一〇四 （略）
5・6 （略）

第十条 （略）

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第

十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合であつて、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者となつた場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合であつても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

一〇四 （略）
5・6 （略）

第十条 （略）

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第一号、第五項の表 の第二号の下欄イ の第二号の下欄イ の第二号の下欄イ | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第一号、第五項の表 の第二号の下欄イ の第二号の下欄イ の第二号の下欄イ | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | |
|---|--|-----------------------------------|
| <p>第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄口並びに第十一項第二号</p> <p>第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄口並びに第十一項第二号</p> | <p>第十二条第一項第二号、第五項の表の第二号の下欄口並びに第十一項第二号及び第五号</p> <p>第十二条第一項第三号の下欄口並びに第十一項第二号</p> | <p>並びに同表の第三号の下欄イ及びリ並びに第十一項第一号</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>二号</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>二号</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>一号</p> |

5 株式交換完全親会社等が第二項の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (略) |
| (略) |
| (略) |

| | | | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一号 第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

5 株式交換完全親会社等が第二項の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | | | |
|--------|---------------------|-----|----------------|--|
| 2 4 | (報告) 第十二条 (略) | (略) | 第三号の下欄イ及 びリ | 第十二条第三項第 二号及び第七項第 二号並びに第七項 の表の第二号の下 欄口及び同表の第 三号の下欄口 |
| | | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) |
| 2 4 | (報告) 第十二条 (略) | (略) | 二号 | 第十二条第三項第 二号及び第七項第 二号 |
| | | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) |

5 第一項の規定にかかるわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。)には

、当該各号の中欄に掲げる日(以下「随時贈与報告基準日」という。)の翌日から一月(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

| | | |
|---|-------------------------|--------------------------|
| 一 第九条第二項 各号(第三号及び第一十二号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに該当する場合に該当することとなつた場合を除く。 | 第九条第二項各号 のいずれかに該当した日 | 第九条第二項各号 のいずれかに該当したこと |
|---|-------------------------|--------------------------|

5 第一項の規定にかかるわらず、特別贈与認定中小企業者は、第九条第二項各号(第三号及び第一十二号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに該当した場合(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経

営承継受贈者が死亡した場合を除く。)にあつては、同項各号のいずれかに該当した日(以下「随時贈与報告基準日」という。)の翌日から一月(当該経営承継受贈者が死亡した場合にあつては、四月)を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継受贈者が死亡した場合にあつては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。

一 随時贈与報告基準期間(当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。)における代表者の氏名

二 当該経営承継

当該経営承継受贈者

当該経営承継受贈者

受贈者が死亡したとき

者が死亡した日

者が死亡したこと

(ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。)

イ 隨時贈与報告基準期間(～)の間、
当該随時贈与報告基準日(～)の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。)における代表者の氏名

ハ 隨時贈与報告基準期間(～)の間、
当該随時贈与報告基準日(～)の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。)における常時使用する従業員の数

二 当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------------|--|--|--|----------------------------|--------|--|---|----------------------------|--|--|--|--|------------------------|
| い こと | 社 に該 当し な | 資 産 保 有 型 会 社 に該 当し な | 中 小 企 業 者 が 特 別 贈 与 認 定 | 告 基 準 期 間 に お い て、 當 該 | 本 隨 時 贈 與 報 | こ と | 社 の い ず れ に も 該 當 し な い | 二 告 基 準 期 間 に お い て、 當 該 | 特 別 贈 與 認 定 | 上 場 會 社 等 又 は 風 俗 營 業 會 | 中 小 企 業 者 が 上 場 會 社 等 又 は 風 俗 營 業 會 | 主 又 は 社 員 の 氏 名 及 び こ れ ら の 者 が 有 す る 株 式 等 に 係 る 議 決 權 の 數 | 別 贈 與 認 定 中 小 企 業 者 の 株 主 又 は 社 員 の 氏 名 及 び こ れ ら の 者 が 有 す る 株 式 等 に 係 る 議 決 權 の 數 | お ける 当 該 特 |
|---------|--------------------|--|--|--|----------------------------|--------|--|---|----------------------------|--|--|--|--|------------------------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---|----|--------|--------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 度における当 | 告基準事業年 | ト | こと | に該当しない | に該當しない | こと | においてい | 業年度をいう | °以下同じ。 | 業年度をいう | 直前の事業年 | 度までの各事 | る事業年度の | の翌日の属す | 与報告基準日 | ら当該隨時贈 | る事業年度か | の翌日の属す | 与報告基準日 | 度（当該隨時 | 告基準事業年 | 随时贈与報 |
|--------|--------|---|----|--------|--------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|

| | | | | | | |
|--|---|---|---|----------------|---|----------------------------|
| 贈与認定中小企 贈者特別 贈与認定承継受 贈者が当該特別 贈与認定承継受 贈者特別 | 当該経営承継 受贈者が当該特 別贈与認定中小企 業者の代表者 (第九条第四項 各号のいずれか に該当するに至 つた場合に限る 。)において、 当該経営承継受 贈者特別 | 当該経営承継受贈 者が特別贈与認定 中小企業者の代表 者を退任した日 (第九条第四項 各号のいずれか に該当するに至 つた場合に限る 。)において、 当該経営承継受 贈者特別 | 三 当該経営承継 受贈者が特別贈与 認定株式 再贈与が生じたこ と(ただし、次に 掲げる事項も併せ て報告しなければ ならない。) イ 隨時贈与報 告基準期間に おける代表者 の氏名 ロ 当該隨時贈 与報告基準日 における常時 | 会社に該当し ないこと | チ 隨時贈与報 告基準期間に おいて、当該 特定贈与認定 中小企業者の 特定特別子会 社が風俗営業 会社に該当し ないこと | 該特別贈与認 定中小企業者 の総収入金額 |
|--|---|---|---|----------------|---|----------------------------|

三 隨時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業
者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係
る議決権の数

業者の認定贈与
株式の全部又は
一部について法
第十二条第一項
の認定に係る贈
与（以下「特別
贈与認定株式再
贈与」という。）
をしたとき

| 特別贈与認定 | おいて、当該 | 告基準期間に | おいて、当該 | 告基準期間に | おいて、当該 | 告基準期間に | おいて、当該 | 告基準期間に | 別贈与認定中 | における当該特 別贈与認定中 | 告基準期間に | ハ 隨時贈与報 | 員の数 | 使用する従業 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|----------------------------------|---------------------|---|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 本 こと | も該 当し ない | 社の いづ れに | は風 俗營 業会 | 上場 会社 等又 | 中小企 業者 が | 特別贈 与認定 | る株 式等 に係 る議 決権 の数 | 二 二 隨時贈 與報 | 小企 業者 の株 主又 は社 員の 氏名 及び これ らの 者が 有す る | ハ 員の 数 | ハ 員の 数 | ハ 員の 数 | ハ 員の 数 | ハ 員の 数 |

中小企業者が
資産保有型会
社に該当しな
いこと
へ隨時贈与報
告基準事業年
度においてい
ずれも当該特
別贈与認定中
小企業者が資
産運用型会社
に該当しない
こと
ト随时贈与報
告基準事業年
度における当
該特別贈与認
定中小企業者
の総収入金額
チ随时贈与報
告基準期間に
おいて、当該
特定贈与認定
中小企業者の
特定子会社が
風俗営業

会社に該当しないこと
リ 当該経営承継受贈者が代表者を退任した日
ヌ 当該経営承継受贈者が第
九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

四 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五

随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六

随時贈与報告基準事業年度（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七

随時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企

6

前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継受贈者が第九条第四項のいづれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。）を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八（略）

| | | |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| （第二号及び第一号のいづれかに該当したとき） | 一 第九条第三項各号のいづれかに該当したことを | 一 第九条第三項各号のいづれかに該当したことを |
| | 除く。以下この項において同じ。 | 日 |

7

第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「隨時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

一〇八（略）

業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。前項ただし書の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

6

前項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、第九条第三項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいづれかに該当した場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）にあつては、同項各号のいづれかに該当した日（以下「随时相続報告基準日」という。）の翌日から一月（当該経営承継相続人が死亡した場合にあつては、四月）を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継相続人が死亡した場合にあつては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。

一 随時相続報告基準期間（当該随时相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該随时相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

| | |
|--|----------------------------|
| 三号の上欄に掲 げる場合に該当 することとなつ た場合を除く。 | 一 当該経営承継 相続人が死亡し たとき |
|--|----------------------------|

| |
|---------------------|
| 当該経営承継相続人 が死亡した日 |
|---------------------|

| | |
|---|---|
| 当該経営承継相続 人が死亡したこと (ただし、次に掲 げる事項も併せて 報告しなければな らない。) | イ 隨時相続報 告基準期間(～) 当該随時相続報 告基準日(～) 直前の相続報 告基準日(～) 準日までの間 時相続報告基 日から当該隨 じ。)にお ける代表者の 氏名 |
|---|---|

二

当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数

| 告 基 準 期 間 に | 本 隨 時 相 續 報 | こと | も該 當 し な い | 社 の い ず れ に | 上 場 会 社 等 又 は 風 俗 營 業 会 | 中 小 企 業 者 が | 特 別 相 續 認 定 | お い て , | 當 該 | 告 基 準 期 間 に | 二 隨 時 相 續 報 | る 議 決 權 の 數 | 主 又 は 社 員 の 氏 名 及 び これ ら の 者 が 有 す る 株 式 等 に 係 | 小 企 業 者 の 株 | 別 相 續 認 定 中 | 告 基 準 期 間 に | お け る 當 該 特 別 相 續 認 定 中 | 告 基 準 期 間 に | ハ 隨 時 相 續 報 | 員 の 数 | 使 用 す る 従 業 員 の 数 | 統 報 告 基 準 日 |
|----------------------------|----------------------------|----|------------------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|-------------|---|----------------------------|
|----------------------------|----------------------------|----|------------------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|------------------|--------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|----------------------------|----------------------------|-------------|---|----------------------------|

おいて、当該
中小企業者が
資産保有型会
社に該当しないこと
いこと
特別相続認定
度（当該随時
相続報告基準
日の直前の相
続報告基準日
の翌日の属す
る事業年度か
ら当該随時相
続報告基準日
の翌日の属す
る事業年度の
直前の事業年
度までの各事
業年度をいう。
（においてい
ずれも当該特
別相続認定中
小企業者が資

| 各号のいづれか (第九条第四項) | | 三 当該経営承継人 | 産運用型会社に該当しないこと | | | | | | | | | |
|---------------------|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 企業者の代表者を退任した場合 | （中小企業認定別相続人） | 当該経営承継相続人 | 当該経営承継相続人 | 中小企業者の中会社が風俗営業に該当しないこと | 特定子会社が風俗営業に該当しないこと | 特定相続認定期間において、当該中小企業者が風俗営業に該当しないこと | 特別相続認定期間において、当該中小企業者が風俗営業に該当しないこと | ト 隨時相続報告基準事業年度における当該中小企業者の総収入金額 | ト 隨時相続報告基準事業年 | | | |
| イ 隨時相続報告 | （ない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） | （たしかに、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） |
| | | | | | | | | | | | | |

| 三 隨時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 | |
|---|--|
| | |

に該当するに至
つた場合に限る。
。)において、
当該経営承継相
続人が当該特別
相続認定中小企
業者の認定相続
株式の全部又は
一部について法
第十二条第一項
の認定に係る贈
与(以下「特別
相続認定株式贈
与」という。)
をしたとき

| 告基準期間に おける代表者 の氏名 | ロ 当該随時相 続報告基準日 | における常時 使用する従業 員の数 | ハ 随時相続報 | 告基準期間に おける当該特 別相続認定中 小企業者の株 主又は社員の 氏名及びこれ らの者が有す る株式等に係 る議決権の数 | 二 隨時相続報 | おいて、當該 特別相続認定 中小企業者が 上場会社等又 は風俗営業会 社のいずれに |
|-------------------------|----------------------|-------------------------|------------|--|------------|--|
|-------------------------|----------------------|-------------------------|------------|--|------------|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|----------------|--------|
| チ 随时相 続報 | の総収入金額 | 定中小企業者 | 該特別相続認 | 度における當 | 告基準事業年 | ト 隨時相 続報 | こと | に該当しない | 小企業者が資 | 産運用型会社 | 別相続認定中 | ずれも當該特 | 度においてい | 告基準事業年 | 社に該当しな | いこと | おいて、當該 | 告基準期間に | ホ 随时相 続報 | も該当しない |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|----------------|--------|

| | | | | | | | | | | |
|---|---------|---------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|---------|
| と | に該当する事 | 号のいづれか | 九条第四項各 | 又 | 当該経営承 | り | 当該経営承 | 会社に該当し | ないこと | において、当該 |
| と | 実際に至つたこ | とに該当する事 | 号のいづれか | 継相続人が第 | 表者を退任し | た日 | 継相続人が代 | 社が風俗営業 | 中小企業者の | 特別相続認定 |

- 四 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいづれにも該当しないこと。
- 五 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
- 六 隨時相続報告基準事業年度（当該隨時相続報告基準日の直

8

前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。）を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八 （略）

11 9
10

第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合については、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十一条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者の中最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とす

8

前項ただし書の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

八 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

七 隨時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

一〇八 （略）

11 9
10

第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合については、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十一条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者の中最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合については、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十一条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者の中最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とす

る。以下同じ。)の相続が開始した場合(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。)にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日(以下「臨時贈与報告基準日」という。)の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一〇八 (略)

14 12
・ 13

経済産業大臣は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第一十号までに該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九条第四項各号のいずれかに該当するに至つていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号(第二十二号を除く。)に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者(第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併存続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等)に対し、様式第十六による確認書を交付す

一〇八 (略)

14 12
・ 13

経済産業大臣は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項ただし書及び第七項ただし書の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号に該当すること、第十項の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号(第二十二号を除く。)に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者(第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併存続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等)に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

による確認書を交付するものとする。

第十三条～第二十条 (略)

第十三条～第二十条 (略)